

り、次のとおりその要旨を公表する。

平成17年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 水俣港港湾ダイオキシン類対策事業に係る費用負担計画
- 1 公害防止事業の種類  
水俣市の百間排水路及び水俣港内にたい積するダイオキシン類を含む底質のしゅんせつ事業
  - 2 費用を負担させる事業者を定める基準  
百間排水路及び水俣港内にダイオキシン類を排出したものと推定される原因となる事業活動を過去に行った事業者とする。
  - 3 公害防止事業費の額  
公害防止事業費 936,000千円
  - 4 負担総額及びその算定基礎
    - (1) 負担総額  
ア 事業者の負担総額は、617,760千円とする。  
イ 計算は次のとおり  
 $936,000 \text{千円} \times 99\% \times 2/3$
    - (2) 算定基礎  
ア 負担総額の算定は、次の計算式による。  
公害防止事業費の額  $\times$  寄与率  $\times$  概定割合  
イ 公害防止事業費  
上記3に示す額  
ウ 寄与率  
寄与率は、ダイオキシン類について、事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度について検討し、水質と水量から算定した99%とする。  
エ 概定割合  
当該公害防止事業のしゅんせつ事業は、負担法第7条第2号口の規定を適用し、「当該公害防止事業に係る公害の原因となった物質が蓄積された期間」等の事情を総合的に勘案し、概定割合を3分の2とする。
  - 5 公害防止事業の実施に必要な事項  
特になし

熊本県告示第172号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で意見のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成17年2月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 出願者の住所及び氏名  
天草郡新和町小宮地669の1番地  
道路管理者 新和町 代表者 新和町長 富田善三郎
- 2 埋立区域
  - (1) 位置  
天草郡新和町小宮地字浦9388の4及び9388の9に隣接する道路地先、字大石ノ丸9463の3に隣接する道路、9463の3、9463の1及びこれらの区域に隣接介在する道路並びに9389、9389に隣接する道路地先、字中波江9518の3、9521の2、9524の2、9522の2及び9526の2に隣接する道路地先、字中波江9526の2及び9544の2に隣接する水路地先、字中波江9544の2に隣接する道路地先及び9547の3に隣接する堤地先公有水面
  - (2) 区域  
次の①の地点から㊸の地点までを順次直線で結んだ線と㊸の地点と①の地点を結ぶ平成14年秋分の日満潮位(DL+1.84メートル)における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域  
①の地点 天草郡新和町中田港防波堤灯台(北緯32度19分46秒、東経130度09分41秒)から70度54分10秒、1,858.42メートルの地点  
②の地点 ①の地点から153度36分51秒 4.33メートルの地点  
③の地点 ②の地点から154度11分12秒 5.32メートルの地点  
④の地点 ③の地点から158度53分08秒 7.03メートルの地点  
⑤の地点 ④の地点から163度39分07秒 6.93メートルの地点  
⑥の地点 ⑤の地点から174度31分24秒 10.72メートルの地点  
⑦の地点 ⑥の地点から183度14分36秒 5.78メートルの地点  
⑧の地点 ⑦の地点から193度04分41秒 6.67メートルの地点  
⑨の地点 ⑧の地点から200度08分51秒 7.62メートルの地点  
⑩の地点 ⑨の地点から296度27分57秒 2.00メートルの地点